

# 個別規程 管理用 PPPoE アカウントサービス

令和 6 年 5 月 1 日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第 1 条(最低利用期間)

管理用 PPPoE アカウントサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「管理用 PPPoE アカウントサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

## 第 2 条(IP アドレスの特定)

管理用 PPPoE アカウントサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が管理用 PPPoE アカウントサービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者(利用者を含みます。)は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して管理用 PPPoE アカウントサービスを利用することはできません。

## 第 3 条(利用資格)

管理用 PPPoE アカウントサービスを利用するには、当社が提供する IIJ SMF sx サービス又は IIJ マルチプロダクトコントローラサービス スタンドアードの契約者である必要があります

## 第 4 条(解除の効力が生ずる日)

管理用 PPPoE アカウントサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

## 第 5 条(料金)

契約者が、管理用 PPPoE アカウントサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は管理用 PPPoE アカウントサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第 6 条(最低利用期間内解除調定)

管理用 PPPoE アカウントサービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

## 第7条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により管理用 PPPoE アカウントサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより管理用 PPPoE アカウントサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

## 附則

平成 18 年 8 月 1 日施行

この契約約款は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

令和 2 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

令和 6 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。

## 別紙 1 管理用 PPPoE アカウントサービスにおける料金等 [第 5 条 関係]

### 1 初期費用

細目	料金
初期費用	2,200 円

### 2 月額費用

細目	料金
基本料金	500 円

## 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 6 条関係]

第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. に定める基本料金

## 別紙 3 料金の減額 [第 7 条関係]

利用不能時の減額 (第 7 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。